

委託業務特記仕様書（令和8年8月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書（令和8年7月）」、「徳島県設計業務共通仕様書（令和8年7月）」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書（令和8年7月）」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

委託業務共通仕様書について

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7314451/>

（成績評定の選択制（試行））

- 第2条 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

- 第3条 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。

なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第4条 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）

を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。

（１）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

（２）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）

（３）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）

２ 前項第１号は必ず実施するものとし、第２号及び第３号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第１号から第３号に加えて別の取組を行うことを妨げない。

３ ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。

４ 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。

５ ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（Ｗｅｂ会議【発注者指定型】）

第５条 本業務は、建設ＤＸによる業務の効率化を目的とした「Ｗｅｂ会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Ｗｅｂ会議実施要領」を適用する。

２ Ｗｅｂ会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Ｗｅｂ会議実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（Ｗｅｂ検査【発注者指定型】）

第６条 本業務は、建設ＤＸによる業務の効率化を目的とした「Ｗｅｂ検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Ｗｅｂ会議実施要領」を適用する。

２ Ｗｅｂ検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Ｗｅｂ会議実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】）

第７条 本業務は、建設ＤＸによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

２ 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

（オンライン電子納品）

第8条 受注者は、オンライン電子納品の実施を希望する場合、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」における着手前協議を実施し、監督員の承諾を得たうえで、オンラインにより電子納品をすることができる。

- 2 なお、オンライン電子納品を実施する場合、次の URL にある「オンライン電子納品実施要領」を適用することとする。

オンライン電子納品実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7312755/>

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

第9条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次の URL にある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県 CALS/EC

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（熱中症対策費（施設・設備）の対象業務）

第10条 本業務は、熱中症対策費（施設・設備）の適用対象業務である。

- 2 管理技術者等は、熱中症対策（施設・設備）を実施する場合は、「熱中症対策費（施設・設備）計画書」を提出し、監督員と協議を行うことができる。なお、協議が整い、対策を実施した場合、「委託業務の熱中症対策費（施設・設備）に係る積算要領」に基づく設計変更の対象とする。

委託業務の熱中症対策費（施設・設備）に係る積算要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7314043/>

（本業務の特記仕様事項）

第11条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

- 1 別紙「R 8 徳土 徳島小松島港（沖洲外地区） 徳・東沖洲 2 環境保全図書作成業務 特記仕様書」による。

R 8 徳土 徳島小松島港（沖洲外地区） 徳・東沖洲 2 環境保全図書作成業務 特記仕様書

（業務内容）

本業務内容は以下のとおりであり、徳島県環境影響評価技術マニュアル（平成13年4月）に準じて実施する。

なお、これに定めのない事項については、適宜監督員との協議により決定する。

1）自然的状況の整理

事業実施区域及びその周囲の自然的状況を既存資料、文献等を基に整理する。

2）社会的状況の整理

事業実施区域及びその周囲の社会的状況を既存資料、文献等を基に整理する。

3）環境影響評価の手法

事業特性や地域特性から事業の実施により影響を受けるおそれがあるとして環境影響評価すべき項目並びにその予測及び評価の手法を選定し、選定理由を整理する。

4）予測評価の前提条件整理

予測評価の前提条件を整理する。

5）大気質の予測評価

- ①大気質について調査、予測及び評価を行い、その結果を整理する。
- ②大気質の現況値は、事業箇所周辺のデータを取得して用いる。
- ③予測・評価する項目とその手法は下記のとおりとする。

項目	条件	手法
浮遊粒子状物質	工事、供用	プルーム・パフモデル
粉じん等	工事	風向風速の出現頻度 （定性的評価）
二酸化窒素	供用	プルーム・パフモデル

6）騒音の予測評価

- ①騒音について予測及び評価を行い、その結果を調査概要とあわせて整理する。
- ②騒音の現況調査結果は貸与する。
- ③予測・評価する項目とその手法は下記のとおりとする。

項目	条件	手法
建設作業騒音	工事	距離減衰モデル
道路交通騒音	工事、供用	エネルギーベース予測モデル
工場機械騒音	供用	定性的評価

7) 振動の予測評価

- ① 振動について予測及び評価を行い、その結果を調査概要とあわせて整理する。
- ② 振動の現況調査結果は貸与する。
- ③ 予測・評価する項目とその手法は下記のとおりとする。

項目	条件	手法
建設作業騒音	工事	距離減衰モデル
道路交通振動	工事， 供用	土木研究所式
工場機械振動	供用	定性的評価

8) 水質の予測評価

- ① 水質について予測及び評価を行い、その結果を調査概要とあわせて整理する。
- ② 水質の現況調査結果は貸与する。
- ③ 予測・評価する項目とその手法は下記のとおりとする。

項目	条件	手法
浮遊物質（SS）	工事	沈降拡散モデル
化学的酸素要求量（COD） 全窒素（T-N） 全磷（T-P）	供用	定性的評価

9) 鳥類の予測評価

- ① 鳥類に対する工事中、土地又は工作物の存在及び供用による影響を定性的に予測及び評価し、その結果を調査概要とあわせて整理する。
- ② 鳥類の現況調査結果は貸与する。

10) 水生動物の予測評価

- ① 水生生物に対する工事中、土地又は工作物の存在及び供用による影響を定性的に予測及び評価し、その結果を調査概要とあわせて整理する。
- ② 水生生物の現況調査結果は貸与する。

11) 水生植物の予測評価

- ① 水生植物に対する工事中、土地又は工作物の存在及び供用による影響を定性的に予測及び評価し、その結果を調査概要とあわせて整理する。
- ② 水生植物の現況調査結果は貸与する。

12) 生態系の予測評価

- 生態系の概要を整理する。

13) 景観の予測評価

- ① 景観に対する供用の影響を予測及び評価し、その結果を調査概要とあわせて整理する。
- ② 予測・評価は、フォトモンタージュ等を用いて定行的に行う。

14) 人と自然との触れ合い活動の場の予測評価

- ① 人と自然との触れ合い活動の場に対する工事中、土地又は工作物の存在及び供用の影響を定性的に予測及び評価し、その結果を調査概要とあわせて整理する。
- ② 人と自然との触れ合い活動の場の現況調査結果は貸与する。

15) 廃棄物等の予測評価

工事により発生する廃棄物等を推計及び評価し、その結果を整理する。

16) 環境保全措置

予測及び評価の結果を踏まえ、環境保全措置を検討する。

17) 事後調査等

予測の不確実性や知見が不十分な環境保全措置などについて、事後調査等を検討し整理する。

18) 総合評価等

調査、予測及び評価の結果について総合評価を行うとともに、瀬戸内海環境保全特別措置法第13条第1項の埋立についての規程の運用に関する基本方針について検討し整理する。

19) 備考

対象である埋立計画地は、過去の環境アセスメントにおいて「徳島小松島港沖洲(外)地区整備事業に係る環境影響評価書(平成13年12月)」が作成されており、そこで全面埋立とした計画であったものの、その後の県の方針変更に伴って部分埋立(徳島小松島港沖洲(外)地区公有水面埋立免許願書(平成16年10月))となっている。そのため、既に埋立免許取得済みであるが埋め立てをしていない範囲が含まれている。

本業務では、取得済みの埋立範囲を考慮し、未取得である埋立範囲を主な対象とした環境保全図書を作成すること。ただし、各予測及び評価等は、現況の条件に対して行うものであるため、取得済みの範囲を含めて予測及び評価してかまわない。



20) 関連業務

本事業に関する事前調査業務を以下に示す。

- | | | | |
|----------|----------------|-----------|-----------|
| ・ R 7 徳土 | 徳島小松島港 (沖洲外地区) | 徳・東沖洲 2 | 生物調査業務 |
| ・ R 7 徳土 | 徳島小松島港 (沖洲外地区) | 徳・東沖洲 2 | 水質・底質調査業務 |
| ・ R 8 徳土 | 徳島小松島港 (沖洲外地区) | 徳・北沖洲 4 他 | 騒音・振動調査業務 |